第百四十三条第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加え、同項第二号ロ中「元本補てん」を「元本補塡」に改める。

第百四十五条第一項第一号中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加え、同項第四号中「元本補てん」を「元本補塡」に改める。

第百四十六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び前項（第一号を除く。）の規定は、法第四十三条の四第二項に規定する場合について準用する。この場合において、前項中「有価証券を」とあるのは「商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。）を」と、同項第二号ホ中「有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額」とあるのは「商品の種類及び数量」と読み替えるものとする。

第百五十七条第一項第十一号を次のように改める。

十一　保護預り有価証券等明細簿

第百五十八条第一項中「係るものを除く。）」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加え、同項第三号ヘ中「含む。）」の下に「、同項第四号の二に掲げる取引」を加え、同項第五号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第百五十八条第一項第十一号ハ中「含む。）」の下に「、同項第四号の二に掲げる取引」を加える。

第百五十九条第一項中「係るものを除く。）」の下に「並びに商品関連市場デリバティブ取引」を加え、同項第十二号中「及び」の下に「第四号の二並びに」を加える。

第百六十六条の見出しを「（保護預り有価証券等明細簿）」に改め、同条第一項中「保護預り有価証券明細簿」を「保護預り有価証券等明細簿」に改め、「掲げる証券又は証書」の下に「（商品関連業務を行う場合にあっては、同条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託を受けた商品又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書を含む。）」を加え、同条第二項中「保護預り有価証券明細簿」を「保護預り有価証券等明細簿」に改める。

第百六十七条第一項第三号中「法第二条第二十二項第一号」を「同条第二十二項第一号」に改め、同項第四号中「含む。）」の下に「、同項第四号の二に掲げる取引」を加え、同号ヘ中「金額」の下に「（法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引の場合を除く。）又は商品について定めた数量（同号に掲げる取引の場合に限る。）」を加え、同号リ中「割引利率」の下に「（法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引の場合を除く。）」を加える。

第百七十条第一項第四号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第百七十四条第四号ロ中「又は第四十三条の三」を「から第四十三条の三まで」に、「又は有価証券」を「、有価証券その他の財産」に改める。

第百七十五条第一項第一号ロ中「取引を含む。」の下に「ヌ及び次号ヌを除き、」を加え、同号ハ中「含む。」の下に「ル及び次号ルを除き、」を加え、同号ニ中「含む。」の下に「リ及び次号リを除き、」を加え、同号ヘ中「含む。」の下に「リ並びに次号へ及びリ」を加え、「次号へにおいて」を「リ並びに次号へ及びリにおいて」に改め、同号ト中「チ並びに次号ト及びチ」を「チ及びヌ並びに次号ト、チ及びヌ」に改め、同号に次のように加える。

リ　当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

ヌ　当該事業年度において受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

ル　当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の万分の〇・一に相当する金額

第百七十五条第一項第二号中「イからチまで」を「イからルまで」に、「リに掲げる」を「ヲに掲げる」に改め、同号中リをヲとし、チの次に次のように加える。

リ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇四に相当する金額

ヌ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇四に相当する金額

ル　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の〇・四に相当する金額

第百七十五条第二項中「イからチまで」を「イからルまで」に改める。

第百七十七条第三号イ中「顧客区分管理信託」の下に「、商品顧客区分管理信託」を加え、同号ハ中「をいう。」の下に「以下」を加え、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百八十九条第一項第一号イ中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）の下に「へ及び次号へを除き、」を、「同項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）の下に「ト及び次号トを除き、」を加え、同号ロ中「含む。」の下に「チ及び次号チを除き、」を加え、同号ハ中「次号ハ」を「へ並びに次号ハ及びへ」に改め、同号ニ中「ホ並びに次号ニ及びホ」を「ホ及びト並びに次号ニ、ホ及びト」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

ト　当該事業年度において受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

チ　当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の万分の〇・一に相当する金額

第百八十九条第一項第二号中「イからホまで」を「イからチまで」に、「へに掲げる」を「リに掲げる」に改め、同号中へをリとし、ホの次に次のように加える。

へ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇四に相当する金額

ト　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇四に相当する金額

チ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の〇・四に相当する金額

第百八十九条第二項中「イからホまで」を「イからチまで」に改める。